姫路城入城者用ブックレット（日本語版）広告募集要項

姫路市では、市の資産を広告媒体として活用する広告事業の１つとして、次のとおり姫路城入城者用ブックレット（日本語版）の広告主を募集します。

広告掲載による広告掲載料収入は、姫路城を管理・運営するための財源として、役立ててまいります。

また、地域の事業者等の広告を掲載することにより、地域経済の活性化を図るとともに、広告を行う事業者に地域貢献の機会を提供します。

１　広告媒体の名称

姫路城入城者用ブックレット（日本語版）

２　広告媒体の仕様

別紙「広告掲載仕様書」のとおり

（注）申込みにあたっては、姫路市広告事業実施要綱、姫路市広告掲載基準、広告掲載仕様書を必ずお読みください。

３　募集対象

事業者

４　募集期間

令和８年１１月２４日（火）～令和８年１２月２５日（金）（当日必着）

５　広告掲載料

⑴　広告掲載料については、１，０００，０００円（税込み）以上の額をご提示ください。

⑵　広告掲載料は、市の指定する期日までに一括で納付していただきます。

⑶　指定する期日までに広告原稿が入稿できず、姫路城入城者用ブックレット（日本語版）の発行に間に合わない場合であっても、広告掲載料は納付していただきます。

６　申込方法

広告掲載申込書に必要事項を記入し、広告原稿案を添付し、郵送又は持参してください。

【提出先】

〒670-0012　姫路市本町６８番地

姫路城管理事務所

※　なお、持参による提出の場合、姫路城の開城時間内にお越しください。（午前９時から午後５時まで）

７　決定方法

⑴　市で広告掲載の内容について審査後、広告掲載料が最も高い申込者を選定し、決定します。

⑵　２者以上の応募があった場合において、２者以上の当該広告掲載料が同額であったときは、別途指定する日時に実施する抽選により決定するものとします。

⑶　広告掲載の可否を決定したときは、その可否にかかわらず結果を申込者に通知します。

８　決定後の手続き

⑴　広告主に決まった申込者は、市と広告掲載契約を締結していただきます。

⑵　契約締結後、掲載しようとする広告について、市と協議を行ってください。

⑶　広告について市の承認を得た後、指定する期日までに広告の版下（完全データ）を作成し、入稿してください。

９　掲載できない広告

姫路市広告事業実施要綱、姫路市広告掲載基準に定めるとおりです。

１０　広告掲載の取消し

次の場合、広告掲載契約を解除し、広告掲載を取り消すことがあります。

⑴　正当な理由なく契約に違反した場合

⑵　広告主又はその代理人若しくは使用人に著しく不正又は不誠実な行為があった場合

⑶　広告主又はその代理人、使用人に重大な社会的信用失墜行為があった場合

⑷　広告主に破産の申立て、租税滞納処分があるなど、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があった場合

１１　広告主の責務

⑴　広告主は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとします。

⑵　第三者から、掲載された広告に関連して損害を被った旨の請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとします。

⑶　広告掲載後、掲載した広告が「９　掲載できない広告」に該当することとなった場合、姫路城入城者用ブックレット（日本語版）の回収などを広告主の負担で行っていただく場合があります。

≪申込・お問い合わせ先≫

〒670-0012　姫路市本町６８番地
姫路市　観光経済局　姫路城総合管理室　姫路城管理事務所
電話：０７９－２８５－１１４６
FAX　：０７９－２２２－６０５０
e-mail：himejijyo @city.himeji.lg.jp